

AYA 研国際連携委員会規程

(名称)

第1条 この委員会は、AYA がんの医療と支援のあり方研究会（AYA 研）国際連携委員会（以下「委員会」）という。

(目的)

第2条 AYA がんの医療と支援のあり方研究会定款第 39 条、ならびに、定款施行細則第 17 条に基づき、海外団体との連携など本会の国際的な活動を通して AYA がんの医療と支援の質向上に資することを目的とする。

(業務)

第3条 委員会は前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

1. 海外団体との交流
 - 1) 諸外国の学会及び支援団体との交流
 - 2) 各国の活動に関する情報収集、各国への情報発信、広報活動
 - 3) 学術集会、研修会、セミナー等における海外団体との協働
2. 共同研究の推進
 - 1) 会員及び国内研究グループの国際的活動の支援
 - 2) 国際調査・研究への参画

(組織)

第4条 委員会は委員長、副委員長および委員若干名をもって構成する。

(会議等)

第5条 会議は必要に応じて開催する。

委員長は会議を進行し業務を総括する。

(任期)

第6条 委員長・副委員長・委員の任期は定款施行細則第 20 条に従い、理事の任期に準じる。

(規程の改廃)

第7条 この規程は理事会の承認を得て改廃できる。

附則

1. この規程は令和 4 年 8 月 5 日より施行する。